

平成 25 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

平成 25 年 4 月 8 日 (月曜日)

経済企業委員会会議録

平成25年4月8日 月曜日

午後1時30分開議

午後1時56分閉議（実時間 19分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
（八代市食肉センター訴訟について）

○本日の会議に出席した者

委員長 百田 隆 君
副委員長 前川 祥子 君
委員 太田 広則 君
委員 田中 茂 君
委員 村上 光則 君
委員 幸村 香代子 君

※欠席委員 古嶋 津義 君
山本 幸廣 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 橋口 尚登 君
農業生産流通課長 橋永 高德 君

○記録担当書記 寺原 哲也 君

（午後1時30分 開会）

○委員長（百田 隆君） 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八

代市食肉センター訴訟について）

○委員長（百田 隆君） 本日は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、八代市食肉センター訴訟について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○農林水産部長（橋口尚登君） はい、委員長。

○委員長（百田 隆君） はい、橋口農林水産部長。

○農林水産部長（橋口尚登君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）ただいま委員長より御案内のありましたとおり、八代市食肉センター廃止に伴う支援金支出に係る訴訟につきましては、福岡高裁差し戻し審での判断について、原告側、八代税金を考える会より判決を不服として再度最高裁へ上告受理の申し立てを起こされましたが、先日、不受理の決定通知が市に送達されました。その内容及び今後の対応等について、橋永農業生産流通課長より御説明いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○農業生産流通課長（橋永高德君） 委員長。

○委員長（百田 隆君） はい、橋永農業生産流通課長。

○農業生産流通課長（橋永高德君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）私のほうから食肉センター訴訟の経緯について御説明させていただきます。座っての説明をお許してください。

○委員長（百田 隆君） はい、どうぞ。

○農業生産流通課長（橋永高德君） 今、部長からお話がありましてとおり、本裁判は、センター休止に伴う業者等への支援金支出は違法であるとして、八代税金を考える会が当時の市長を相手に提訴したもので、八代市は、支援金の支出は適法であるとの立場で参加しておりました。

平成23年5月24日、福岡高裁差し戻し審では、本件支援金の支出については適正であるとの判断を示しました。これに対し、原告側は判決を不服として、再度最高裁に上告受理の申し立てを起こされましたが、今回、3月29日付、最高裁より申し立て不受理の決定通知が市に送達されました。これにより、市の支出は適正であったとした福岡高裁の判決が確定いたしました。

お配りしております資料でこれまでの経緯を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

この中で、会としてありますけれども、一連の訴訟の中心として行動されました八代税金の使途を考える会を原告、被告が混乱しないようにということで、会として表記してあります。

まず、平成12年3月31日、八代市食肉センター休止となりました。

6月23日に、市議会本会議に支援金支払いに係る補正案、上程され可決されました。

同じく、平成12年7月25日、会——八代税金の使途を考える会ですけれども、支援金支払いの差しとめ監査請求をされましたが、結果的には棄却されました。

監査対象事項としましては、支援金案が生まれるに至る経緯は不透明である。市が八代市食肉センターの休止に伴い、利用者等に支援金を払うことが不当な公金の支出に該当し、市民に損害を与えるか。この2点についてが監査対象事項でした。

9月23日、請求は棄却されます。

新施設の建設費は市が負担し、利用業者が施設運営することについて協議を重ねたが、同意が得られず、新築、存続が困難であると判断し、食肉センターを休止することとなった。このため、他市の例等を参考に利用業者が新たな施設等の整備費や、他の施設を利用するための運搬費等をもとにして、営業継続のための支援金を

支払うこととした。したがって、請求人の言う不透明さは認められなかったというのが棄却の理由となっております。

その後、会のほうでは、住民参加請求を再度請求されましたが棄却されて、平成13年7月16日に、熊本地裁へ沖田元市長を提訴されました。

内容としましては、八代市食肉センター閉鎖に伴い、利用業者などに支援金を支出したのは違法として、市民9名が3億1209万5000円の損害賠償を求めた訴えとなっています。

平成16年7月16日、熊本地方裁判所の判決があり、原告側が勝訴されました。

内容としましては、食肉センターの利用者は利用するごとに使用料を市に支払い、利用業者と市との間に委託契約等の継続的契約関係はなく、利用業者の負担増は損失とは言えない。また、屠殺業務従事者と市との間にも雇用契約等の関係はない。本件支援金は損失補償として支払う法的根拠はないというものでした。

2 ページをお願いします。

同じく、平成16年7月29日、沖田元市長福岡高裁に控訴されます。

そして、平成17年11月30日に、福岡高裁から判決の言い渡しがありました。

内容は、一審逆転判決ということで、原裁判のうち、控訴人敗訴部分を取り消すということです。

利用業者及び屠殺業務従事者らは、平成12年4月1日の業務休止当時、食肉センターの利用に関し、保護を受けるべき法的利益を有しており、控訴人——元市長ですが、が、市が同和対策事業の一環として、施設を建築、整備拡充することなどにより、地域産業の振興の施策を講じてきた。食肉センターの業務休止に伴う公益上の必要があるとして、本件支援金を支出したことは、裁量権を逸脱し、不合理であると認めることはできないから、支出が違法であると

認めることはできないという内容でした。

平成17年12月12日、会は判決不服として最高裁へ上告されます。

平成21年10月13日に、最高裁の第3小法廷より審議に入る旨、電話連絡があり、最高裁での審議が始まりました。

少し飛びますが、平成22年2月23日に、最高裁で判決がありました。

主文、原判決を破棄する。本件を福岡高裁に差し戻すということで、ここで福岡高裁に再度審議を差し戻しになりました。

6月8日、福岡高裁での口頭弁論で、裁判長の論点の趣旨として、補償であれば支出の根拠がない。補助金として捉えた場合、公益上の必要性も検討しなければならない。今回は、本件支出の性質が補助金とみなすことができるか、公益上の必要性があったかという点について意見を出してもらいたいということで、これが差し戻し審の中心の論点になりました。

23年の5月24日、福岡高裁で判決がありました。

本件支援金支出については、前回控訴審同様、適正であるとの判断を示されました。

そこで、会のほうは、再度最高裁のほうに判決を不服として、上告受理の申し立てを行われました。

8月8日に、最高裁より記録到着通知書が届いておりましたが、それから2年余り最高裁の受理、不受理が——判決を待っていたところ、3月29日付で、最高裁より上告受理申し立てについて不受理の決定ということで通知が参りました。

申し立ての理由によれば、本件は民事訴訟法の318条1項により受理すべきものとは認められない。本件を上告審として受理しない。申し立て費用は申立人らの負担とするという内容が届いております。

3ページをお願いします。

先ほど言いましたとおり、不受理の決定に伴いまして、食肉センターに伴う支援金の訴訟の結論が出たわけですけれども、これに伴いまして、業者等に対する不当利得返還請求という裁判を八代市は起こしています。

支援金支出から10年を経過し、返還請求権が失効することが想定されたということで、市としては、食肉センターへの支援金支出裁判の結果次第では返還請求をせざるを得ないということから、業者等に対して時効の停止のために訴訟を起こした裁判となっています。

平成23年1月25日に、不当利得返還請求訴訟ということで、熊本地裁八代支部に23名、うち17名を応募、6名は債務承諾の意向ということで、——となっています。

あと、それぞれ口頭弁論行っていたところですが、6月20日の第2回口頭弁論で、5月24日の福岡高裁の判決をもって開かれましたが、上告があっておりましたので、その判断を待つということになって、あと、第3回口頭弁論は5回ありましたが、それぞれ高裁の受理、不受理の決定を待つということになっております。

最終的に、今月、4月23日に延期になっておりましたが、今回の食肉センター廃止に伴う支援金支出が適法と判断されたことから、23日の口頭弁論は期日を取り消しにしてもらいまして、今後、不当利得との理由がなくなったため、今後はこの裁判のほうの取り下げ手続に入ることとなります。

以上、2つの訴訟の経緯について御報告いたしました。

○委員長（百田 隆君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（太田広則君） 委員長、済みません。文言のちょっと確認だけ、よかですか。

○委員長（百田 隆君） はい、どうぞ、どうぞ。

○委員（太田広則君） 1ページの7月25日の説明のところの下から3行目、他の施設を利用するための運搬費等をもとにして書いてございましたが、課長のほう、これは運転費で聞こえたんですが、どちらでございましょうか。

（農業生産流通課長橋永高德君「運搬費です」と呼ぶ）運搬費ですね。はい、わかりました。

○委員長（百田 隆君） ほかにありますか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（百田 隆君） はい、田中委員。

○委員（田中 茂君） はい。相当時間を経過したていいですかね。平成13年からですから約12年近くですか。非常にわかりづらい裁判であったんじゃないかなと思ってるわけですね。第一審では熊本地裁で原告勝訴から、上告審の福岡高裁では被告の勝訴といたしますか、非常に裁判ということ自体がわかりにくいのか、わかりにくいから裁判かもわからないけどですね、非常に市民にもわかりにくい裁判であったんじゃないかなと思っております。

そのために市当局としてもですね、市長が何代かわったですかね、3代、今の市長で——（「4代目」と呼ぶ者あり）4代目ですかね、それだけかわるようなですね、非常に長い間だったんですが、職員の皆さんは非常に、相当労力を費やされたっていいですかね、大変きついていいですか、裁判の前からもいろんな取り組みがあったようですから、大変な労力を使われたと思うんですが、実際ですね、市のほうでなかなか時間的なもの等についてはですね、はかり知れないと思いますが、実際に市が裁判費用として使ったのはどの程度になってるかですね、そこいらちょっと教えてもらいたい。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。

○委員長（百田 隆君） はい、橋永農業生産流通課長。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。これまでの訴訟費用の関係ですけれども、一審の

ほうで報償金——着手金と言いますけれども、まず210万、それから二審でやはり210万、上告審で52万5000円、それから差し戻し審で105万円ということであります。合わせまして、着手金は577万5000円が食肉センター訴訟の費用でございました。

○委員長（百田 隆君） いいですか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（百田 隆君） はい、田中委員。

○委員（田中 茂君） それとですね、結審ていいですか、最後のところの、2ページの3月29日付で、最高裁より上告受理申し立てについての不受理というのありますね、不受理になって、申し立て費用については申立人らの負担にするちゅうことは、これは原告のほうだと思うんですが、今、被告として受けた市のほうは577万ということですが、原告としてはどれだけの裁判費用を使われたか、そこいらはつかんでおられますか。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。

○委員長（百田 隆君） はい、橋永課長。

○農業生産流通課長（橋永高德君） はい。うちのほうの弁護士さんの費用についてはわかるんですけども、相手方については、幾らかとというのはわかっておりません。

○委員長（百田 隆君） いいですか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（百田 隆君） はい。ほかにありますか。

幸村委員、何かないですか。

○委員（幸村香代子君） ありません。

○委員長（百田 隆君） はい。じゃ、なければ、以上で八代市食肉センター訴訟について終了します。

小会します。

（午後1時47分 小会）

（午後1時47分 本会）

○委員長（百田 隆君） じゃ、本会に戻します。

ほかに、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

なければ、以上で所管事務調査1件についての調査を終了します。

小会します。

（午後1時48分 小会）

（午後1時55分 本会）

○委員長（百田 隆君） 本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会は、平成25年4月17日から19日までの3日間、山口県長門市、島根県益田市、浜田市へ産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため行政視察を行うこととし、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（百田 隆君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、経済企業委員会を散会します。

（午後1時56分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年4月8日

経済企業委員会

委員長